

【令和7年冬 生健会】

要望項目	1. 生活保護基準引き下げ違憲訴訟・最高裁判決に基づく早期解決について
1	<b>2013年改定前基準との差額保護費の遡及支給をすること。</b>
<p>令和7年6月27日の最高裁判所による自治体の保護変更決定処分の取消判決の対応にあたり、大阪府といたしましては、保護の実施機関等が生活保護受給者の方へ適切に対応できるよう、国が責任をもって進めていくべきものと考えており、国に対して、保護の実施機関等が適切に事務を処理できるよう十分な配慮を行うこと、また、基準改定に伴う他制度への影響も明確にし、その対応方針を示したうえで、地方自治体に対し必要な支援を行うことを、要望しております。</p> <p>今回の最高裁判決の趣旨及び内容を踏まえた今後の対応の在り方について、専門家による審議の場として生活保護基準部会の下に設置された専門委員会において報告書が取りまとめられたところであり、引き続き国の動きを注視してまいります。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	1. 生活保護基準引き下げ違憲訴訟・最高裁判決に基づく早期解決について
2	生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査と被害回復を行うこと。
<p>令和7年6月27日の最高裁判所による自治体の保護変更決定処分の取消判決の対応にあたり、大阪府といたしましては、保護の実施機関等が生活保護受給者の方へ適切に対応できるよう、国が責任をもって進めていくべきものと考えており、国に対して、保護の実施機関等が適切に事務を処理できるよう十分な配慮を行うこと、また、基準改定に伴う他制度への影響も明確にし、その対応方針を示したうえで、地方自治体に対し必要な支援を行うことを、要望しております。</p> <p>今回の最高裁判決の趣旨及び内容を踏まえた今後の対応の在り方について、専門家による審議の場として生活保護基準部会の下に設置された専門委員会において報告書が取りまとめられたところであり、引き続き国の動きを注視してまいります。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	1. 生活保護基準引き下げ違憲訴訟・最高裁判決に基づく早期解決について
3	生活保護利用世帯の生活実態を調査し、それをふまえた国への要望と自治体独自の支援策の実施を行うこと。
<p>生活保護制度は、憲法 25 条が保障する生存権を実現する制度として、国が責任をもって運営すべきものであると考えております。</p> <p>大阪府といたしましては、生活保護制度は最後のセーフティネットであり、国民の最低限度の生活を保障し、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとされていることから、熱中症予防対策としての冷房器具の必要性の考慮や夏季加算の創設等、生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度とすること、全国一律のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、物価上昇等による影響を検証し、基準に反映するなど、不断の見直しを行うことを国へ要望しております。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
1	生活保護制度は、憲法 25 条に基づく国民の権利であることを府民(市民)に広報やポスターなどを通じて、周知すること。
<p>生活保護制度の周知については、大阪府ホームページで行うとともに、各市福祉事務所、各福祉子ども家庭センター、町村の窓口等において、保護のしおりを配架するなどにより、広く生活保護制度を周知しているところです。</p>	

<p>要望項目</p>	<p>(1) 自治体として次のことを実現すること。</p>
<p>4</p>	<p>申請権の確立について          イ. 申請用紙はカウンターに置いて申請権を保障すること。          ロ. 申請保護の原則を守り、口頭による申請も認めること。          ハ. 申請の意思を確認すること。          ニ. 申請の意思を示した時には、ただちに申請を受付けること。          ホ. 申請は、申請の意思を示した日とすること。          ヘ. 申請を受理する前に、相談の名をかりた調査はやめること。          ト. 本人の意思に基づく申請時の第三者の同席を認めること。          チ. 申請手続きは簡素化すること。</p>
<p>生活保護法に定める無差別平等の原理に基づき、要保護者の申請権を保障することは生活保護行政の基本であります。</p> <p>また、これまでにいただいたご指摘や監査等において把握した実態を踏まえ、保護申請の面接時の適切な対応について、府内福祉事務所に周知しております。</p> <p>イ) 相談の段階、申請手続きの段階、保護受給中の段階のいずれの場面においても、対象者のプライバシーに配慮した上で対応することが必要であることに留意して、相談者が申請をためらうことのないよう、申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するなど、申請権の保障を周知しております。</p> <p>また、子ども家庭センターにおいては、窓口申請書を設置しております。</p> <p>保護の申請時においては、「保護のしおり」等を用いて、生活保護法に定められている被保護者の権利と義務について懇切丁寧に説明するよう、周知してまいります。生活保護法施行事務監査では、府内福祉事務所が作成している「保護のしおり」が生活保護制度の趣旨を正しく理解されるよう記載されているかについても確認しております。</p> <p>ロ) 厚生労働省の令和5年度社会・援護局関係主管課長会議資料連絡事項第1—5「面接時の適切な対応等について」において、「保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められている。」と記載されており、府内福祉事務所に周知しております。</p> <p>ハ・ニ・チ) 面接相談時には申請の意思を確認するとともに、相談者が申請をためらうことのないよう、申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付することを記載し申請権の保障を周知しております。また、保護の要否の判定に必要な書類(同意書等)が揃わない場合であっても申請書は受理し、申請から保護の決定を行うまでの間に極力速やかに提出するよう求めること。ただし、当該書類を提出することが困難である場合において、同意書等については、必要事項を聴取し記載した書面の内容を本人に説明し署名を求めるなどの援助を行い、その他の書類については、要保護者の可能な範囲で提出を求めることを周知しています。</p> <p>ホ) 申請日については、申請者による申請の意思が確認された日と考えております。</p>	

【令和7年冬 生健会】

へ) 福祉事務所に来られる方は、多様な福祉ニーズを有しておられ、そのニーズに的確に対応するためには、面接相談時にその方の生活状況等を十分にお聞かせいただく必要があると存じます。その上で、相談者が保護申請の意思を示された場合は、速やかに申請書の交付を行い、申請受理後に必要な調査等を実施することとしております。

生活保護法第29条による要保護者やその扶養義務者の資産や収入に関する調査及び同法第28条による検診命令などは申請書を受理した後に行うよう周知しております。

ト) 保護の相談については、個人情報に立ち入ったことを聴取する必要があることから、個々のプライバシーに配慮したきめ細やかな対応が必要であることや、相談者本人が、相談内容がプライバシーに及ぶことを理解の上で第三者同席を求める意思を示したときは、これを確認の上、第三者同席による相談を行うよう周知しております。

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
5	申請時にしおりにもとづき権利と義務を説明すること。また、しおりは権利性を明確にしたものに改善すること。
<p>大阪府子ども家庭センターでは、保護の申請時においては、「保護のしおり」等を用いて、生活保護法に定められている被保護者の権利と義務について丁寧に説明しております。</p> <p>また、生活保護法施行事務監査では、府内福祉事務所が作成している「保護のしおり」が生活保護制度の趣旨を正しく理解されるよう記載されているかについても確認しております。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
6	保護の決定は、申請日を含め <b>14</b> 日以内を厳守すること。
<p>保護の決定にあたっては、資産状況の調査に日時を要する等、特別な理由で<b>14</b>日を経過する場合も考えられますが、法の趣旨は十分尊重し早期に要否を決定するよう周知しています。</p> <p>保護の決定が<b>14</b>日を超える場合には、決定の通知文にその理由を明示しなければならない旨、生活保護法に規定されており、今後とも、理由の付記については十分留意するよう周知してまいりたいと考えております。</p> <p>また、法定期間<b>14</b>日については、生活保護法第<b>24</b>条において「申請のあった日から」とされていますが、申請のあった日の何時からとは生活保護法上規定されておらず、特別な定めがないため民法の規定により、初日不算入となることを国に確認済みです。</p> <p>ただし、困窮された状態でご相談されている申請者の状況を鑑み、できる限り早急に決定することが必要と考えております。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
7	個人情報保護条例にも抵触する一括同意書は撤回すること。必要な場合については個別同意とすること。
<p>生活保護法第 29 条に基づく調査に係る同意書につきましては、平成 12 年 3 月 31 日付け社援第 871 号「生活保護法施行細則準則について」において、同意書様式として国から示されているものであり、この準則を受けて、各自治体の判断と責任において、規則等の制定及びその内容を検討し、様式を定めることとなっています。この件につき、府内の各実施機関から個別の相談・問合せ等があれば、内容を把握した上で、適切な指導・助言を行ってまいります。</p> <p>また、上記国の準則においては、1 枚の同意書において「私及び私の世帯員」として、世帯主のみの署名により世帯全員から同意を得る形となっていますが、大阪府子ども家庭センターでは「大阪府生活保護法施行細則」に基づき個々の世帯員から同意を得る様式とし、個人個人の意思を尊重した様式としているところです。</p>	

【令和7年冬 生健会】

<p>要望項目</p>	<p>(1) 自治体として次のことを実現すること。</p>
<p>9</p>	<p>ケースワーカーについて          イ. 「福祉専門職」採用の正規職員にすること。          ロ. 職員の配置は、被保護人員 60 人あたりに一人とし、当面、国で定められた標準数を守ること。          ハ. 社会福祉法第 19 条に定められている通り「人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意がある」職員を採用・配置すること。</p>
<p>福祉事務所のケースワーカーについては、社会福祉法により資格要件と標準数が定められています。</p> <p>イ・ハ) 資格要件につきましては、ケースワーカーは社会福祉主事であればならないとされており、社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員で、年齢 18 歳以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、学校教育法に基づく大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を終了した者、社会福祉士、厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者等であることとなっています。</p> <p>ロ) 標準数につきましては、郡部福祉事務所は被保護世帯数が 65 世帯ごとに 1 人、市部福祉事務所は被保護世帯数が 80 世帯ごとに 1 人と定められており、ケースワーカー数が標準数を下回っている福祉事務所につきましては、政令市を除き、生活保護法施行事務監査において、実施体制の整備充実の必要性を指摘し、その是正を指導しております。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
1 1	扶養義務調査について イ. 扶養照会はやめること。 ロ. 扶養照会を行う際は、本人の同意を得て行うこと。
<p>イ) 生活保護法では、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定されています。</p> <p>このことから、要保護者に扶養義務者の職業、収入状況等をお聞かせいただき、調査の可否を検討した後、金銭的な援助のみならず、精神的な援助の可能性についても照会させていただいているところです。</p> <p>令和3年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について」及び同事務連絡「生活保護問答集について」の一部改正について」において前夫等の暴力が原因で身体生命に危険が及ぶことが確認された母子世帯や、幼少のときに離別した後全く音信が途絶えている扶養義務者など、明らかに扶養義務履行が期待できないと判断される場合等の扶養照会の考え方について示されたところです。</p> <p>ロ) 要保護者には、扶養照会の趣旨を説明し、その同意を受けた上で照会を行っているところです。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
13	福祉事務所への警察 <b>OB</b> の配置をやめ、捜査まがいの調査をやめること。福祉事務所や面接室内に監視カメラは設置しないこと。
<p>退職した警察官 <b>OB</b> 等の福祉事務所内への配置については、不正受給に対する告訴等の手続きの円滑化、申請者等のうち暴力団員と疑われる者の早期発見などの効果が期待されるとして、国において補助金対象事業として措置されたものです。警察官 <b>OB</b> の配置及び監視カメラの設置については、義務付けておらず、各福祉事務所がこの趣旨を踏まえて検討するものと考えています。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
18	<b>63</b> 条の適用について、収入認定は自立助長の観点で柔軟に対応すること。
<p>法第<b>63</b>条による費用返還は、被保護者が急迫等の場合において、資力があるにも関わらず保護を受けた場合に、その受けた保護費の範囲内で、費用を返還していただくものです。</p> <p>返還額の決定に際しては、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものなど、福祉事務所が認めた額について、世帯の自立を考慮して返還額から控除される場合もあります。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
19	<p><b>78条の適用について</b></p> <p>イ. 生活保護法 78条の機械的な適用はやめること。</p> <p>ロ. 返還は、本人の了承なく機械的に生活保護費から天引きしないこと。</p> <p>ハ. 「生活保護法第 78条の 2 の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」の強要はしないこと。</p>
<p>不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した実施機関は、法第 78 条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収することができるものです。</p> <p>保護費は法第 58 条の規定に基づき差し押さえが禁止されていることから、保護費の全額を支給したうえで、徴収すべき金額を分割して調定する方法により、保護費から返還を求めているところです。</p> <p>しかし、費用徴収を行う時点で、すでに不正受給により得た金銭を費消している場合が多く、費用徴収の実効性が低いといった課題があることから、法改正により、保護費を支弁した実施機関が、被保護者に対して、徴収債権を有している場合には、その徴収金について、本人からの申し出を受け、生活の維持に支障がないことを前提に、保護費との調整が可能となったものです。</p> <p>申出書の提出は任意の意思に基づくものであり、提出を強要するものではないことに十分留意する必要がありますが、全額公費により財源が賄われている制度であることから、保護の実施機関は被保護者に趣旨を説明し、当該申し出が行われるよう努めることとされたものです。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
20	「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の厚生労働省通知に基づき、保護費の返還金額については、単身5千円、複数世帯1万円程度を上限とする目安を守り、生活の維持に支障がないよう十分留意すること。
<p>生活保護法第63条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとする場合や、保護費に過払いが生じた場合に適用されるものです。返還金額については、速やかに返還していただくものですが、やむを得ない事情等により一括返還できない場合は、その世帯の状況に応じて、各福祉事務所が被保護者の同意を得たうえで、履行延期特約等による分割納付の手続きを行うこととなります。</p> <p>なお、保護費と調整する場合は、平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」6(2)に基づき返還額を決定することとなります。当該通知において、具体的に保護金品と調整する金額については、単身世帯であれば5,000円程度、複数世帯であれば10,000円程度を上限の目安とし、障害者加算における他人介護料及び介護保険料加算を除く各種加算の計上されている世帯の加算額相当分、就労収入のある世帯の就労収入に係る控除額(必要経費を除く。)相当分を、上限額の目安に加えて差し支えないものとなっております。生活保護法施行事務監査においても、法第63条返還金や法第78条徴収金の保護費と調整する金額が、この通知に沿ったものとなっているか、また、家計状況や生活状況について可能な限り把握し、生活の維持に支障がないかどうかについて十分配慮して個別に判断するよう確認、指導しております。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
21	<b>80</b> 条の適用について、保護費の過誤払いについては、返済能力のない場合は返済を免除すること。
<p>生活保護法第<b>80</b>条の取扱いについては、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させる場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると福祉事務所が認めるときは、これを返還させないことができるとしたものです。</p> <p>福祉事務所において被保護者の資力等について調査を行い返還免除の可否について検討し、真にやむを得ない事由について個別に判断されるものです。</p> <p>なお、厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡（問<b>13-17</b>）の通り、法第<b>80</b>条は、保護廃止、停止、変更に伴う保護金品の返還義務自体の根拠となる規定ではなく、民法第<b>703</b>条により生ずる財務処理上「戻入」すべき返還額の免除を規定したものです。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
22	夏季加算の創設を国に要望し、当面、自治体独自の施策を講じること。
<p>低所得者の方々の必要な所得保障は、本来、社会保障制度として国において、一元的に対応すべき事項であると考えており、府独自の給付制度は困難です。大阪府といたしましては、今後とも、夏季加算の創設等、生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度となるよう、国に引き続き要望してまいります。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
23	夏季、年末一時金は復活すること。
<p>低所得者の方々の必要な所得保障は、本来、社会保障制度として国において、一元的に対応すべき事項であると考えており、府独自の給付制度は困難です。大阪府といたしましては、今後とも、生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度となるよう、国に引き続き要望してまいります。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
24	一時扶助について イ. 冷蔵庫や洗濯機、転居の際の原状回復費用などにも支給対象を広げ、支給額は大幅に引き上げること。
<p>イ) 一時扶助費については、予想外の事故や生活の場の転換に際し、最低生活の基盤となる物資の確保に多額の費用を必要とするため、経常的最低生活費の範囲内でのやりくりが困難である場合に、臨時特別的な需要に対応し補填するものであり、支給条件が定まっています。</p> <p>そのため、冷蔵庫等の日常生活費に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入することとされています。</p> <p>転居の際の原状回復費用については、令和5年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡『生活保護問答集について』の一部改正について」における(問7-117)の一部改正により、支給条件に変更があり、一定の条件に合致する場合は必要最小限度の額を住宅維持費として認定して差し支えないとされています。</p> <p>生活保護基準の改定につきましては、一般国民の消費水準に即して、国において毎年保護基準の改定が図られているところです。</p> <p>生活保護基準の改定等も含め、生活保護制度の運営につきましては、国が責任をもって行うべきであると考えております。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
25	住宅扶助について イ. 住宅扶助基準を元に戻すこと。 へ. 共益費も住宅扶助の対象とし、支給すること。 ト. 公営住宅が当選した場合は、無条件で敷金と転居費用を支給すること。
<p>イ) 住宅扶助基準の見直しは、国において各地域における家賃実態を反映し、最低居住面積水準を満たす民営借家等を一定程度確保可能な水準としつつ、近年の家賃物価の動向等を踏まえて見直されたものです。</p> <p>へ) 共益費は、生活扶助費でまかなうこととされています。生活保護基準については、一般国民の消費水準に即して、国において毎年保護基準の改定が図られているところで。大阪府といたしましては、今後とも、生活保護受給者の生活実態を踏まえた改善となるよう、国に引き続き要望してまいります。</p> <p>ト) 転居に際し敷金や移送費等の転居費用を必要とする場合については、生活保護受給者の生活状況等を踏まえ、各実施機関が実施要領に基づき支給要件に該当するかを判断すべきものと考えております。</p>	

【令和7年冬 生健会】

<p>要望項目</p>	<p>(1) 自治体として次のことを実現すること。</p>
<p>29</p>	<p>医療を受ける権利について          イ. 医療券でなく、健康保険証と同じ形式の医療証を交付すること。          ハ. 入院時の基準生活費・入院患者日用品費については、実態に応じた額に引き上げること。          ホ. 医療扶助を利用する際、マイナンバーカードによる資格確認の導入は実施せず、カード作成の強要はしないこと。</p>
<p>イ) 生活保護法において、医療扶助による診察、薬剤（調剤を除く）、医学的処置、手術等の診療の給付は、医療券を発行して行うものとなっています。</p> <p>大阪府子ども家庭センターにおきましては、府独自の取組みとして、休日・夜間時に使用できる診療依頼証を発行し、大阪府子ども家庭センターが閉庁している休日・夜間緊急時の受診体制の確保を図っているところです。</p> <p>なお、休日・夜間の診療依頼証については統一的な取り扱いが示されていないことから、医療機関によってもその取扱いは様々であるため、大阪府といたしましては、被保護者が安心して休日・夜間に医療機関を受診することができるよう、国に要望してまいります。</p> <p>ハ) 生活保護基準につきましては、一般国民の消費水準に即して、国において毎年保護基準の改定が図られているところです。</p> <p>大阪府といたしましては、今後とも、生活保護受給者の生活実態を踏まえた改善となるよう、国に引き続き要望してまいります。</p> <p>ホ) オンライン資格確認の導入は、生活保護利用者が医療にかかる際、医療券を福祉事務所窓口に取りに行くという手間が不要となることや、医療機関の窓口で医療保険制度の被保険者と同様の形で資格確認を行うことができること、また診療時に必要な情報を閲覧できるようになればより良い医療サービスの提供を受けることも可能になるというメリットがあるという考えのもと、令和6年3月に国において導入されたところです。</p> <p>大阪府といたしましては、今後も国の動きを注視してまいります。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
30	移送費について イ. 平成 22 年 3 月 12 日に出された厚生労働省通知に基づき、通院費支給を保障すること。 ハ. 求職活動に必要な交通費は実費支給すること。
<p>イ) 通院のための移送費につきましては、給付範囲及び給付手続き等の取り扱いの徹底を図るため、平成 22 年 3 月 12 日付けで医療扶助運営要領の改正がされています。</p> <p>各福祉事務所においては、個別事情に応じた移送費が支給されていると認識しております。</p> <p>ハ) 求職活動に必要な交通費につきましては、実施機関の指示又は指導を受けて、熱心かつ誠実に努力した場合は支給できるとされています。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
3 1	申請時のつなぎ資金や受給中の特別需要のための貸付を行い、福祉事務所で予算化すること。また、貸付金額を生活扶助の半月分まで増額すること。
<p>生活保護の申請を受理したときは、法の趣旨を十分尊重し早期に可否を決定するよう周知してまいります。</p> <p>生活保護受給中に自立更生にあてられる貸付資金については、事業の開始又は継続、就労及び技能習得、就学のための資金、日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するため等の資金で、事前に保護の実施機関の承認があり貸付の趣旨に即して使用されているものについては、収入認定しないものとされています。</p> <p>生活福祉資金貸付制度については、大阪府社会福祉協議会が主体となって実施しており、居住地の市区町村社会福祉協議会で借入の申込みをすることができます。</p>	

<p>要望項目</p>	<p>(1) 自治体として次のことを実現すること。</p>
<p>32</p>	<p>エアコンの設置・修理について          イ.すべての世帯に冷暖房器具の新設費等を実費支給すること。          ロ.冷房器具の支給要件はなくすこと。          ハ.エアコンの修理費は「住宅維持費」の特別基準として支給すること。          ニ.当面、エアコン購入のための生活福祉資金貸付の返済金を控除すること。</p>
<p>イ・ロ) 生活保護基準につきましては、一般国民の消費水準に即して、国において毎年保護基準の改定が図られているところです。</p> <p>一時扶助費については、予想外の事故や生活の場の転換に際し、最低生活の基盤となる物資の確保に多額の費用を必要とするため、経常的最低生活費の範囲内でのやりくりが困難である場合に、臨時特別的な需要に対応し補填するものであり、支給条件が定まっております。</p> <p>生活保護基準の改定等も含め、生活保護制度の運営につきましては、国が責任をもって行うべきものであり、府独自の制度の創設は困難と考えております。</p> <p>なお、冷暖房器具等の日常生活費に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入することとされていますので、ご理解いただきたいと存じます。</p> <p>平成30年6月27日付け局長通知における「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正及び課長通知における「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正が行われ、被保護者世帯の熱中症予防策として、冷房器具の項目の新設及びその支給方法等が明記されたところです。</p> <p>ハ) 住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のために経費を要する場合に認定される費用ですので、エアコンの修理費は、「住宅維持費」の支給対象にはなりません。修理費用の捻出についてお困りの場合については、事前に福祉事務所にご相談いただく必要はありますが、社会福祉協議会による貸付の対象に修理費用も含まれると確認しており、これまでに修理費用の貸付の実績もあるとのことでした。</p> <p>ニ) 貸付資金の償還について、必要経費として収入から控除する取扱いとされ、収入のある世帯のみが貸付対象とされていましたが、収入のない世帯についても平成26年7月1日からは予期しない破損等によって預貯金等に対応する事ができず、健康管理や日常生活に著しい支障をきたす場合に限り、他法他施策等による貸付資金の利用を認め、収入として認定しないこととし、貸付資金の償還を生活費のやり繰りによって賄うこととされました。</p> <p>大阪府といたしましては、今後とも、熱中症予防対策としての冷房器具の必要性の考慮等、保護受給者の生活実態を踏まえた改善となるよう、国に引き続き要望してまいります。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
33	生活保護費の漏給や過誤払いを防ぐためにも、わかりやすい生活保護費の明細書を支給ごとに出すこと。
<p>生活保護費の扶助額は、開始時については「保護開始決定通知書」により、保護継続中は扶助額の変更の都度「保護変更決定通知書」により福祉事務所から通知していますので、その通知書により扶助額の内容を確認していただき、ご不明な点があれば担当ケースワーカーにお聞きいただきますようお願いいたします。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
35	葬祭扶助の支給については親族・遺族に徹底すること。
<p>葬祭扶助は、葬祭を実施する者に支給されます。</p> <p>親族・遺族からの葬祭扶助の支給申請があった場合においては、大阪府子ども家庭センターでは、支給の要否の判定を行うことを申請者に説明しますが、申請者はそれを踏まえつつ、要否の判定前に速やかに葬祭を実施されています。葬祭扶助は、申請者世帯の収入、資産や遺留金品等の調査を速やかに行い、要否判定により支給の要件を満たすと判定された場合に支給しますが、申請者世帯の収入、資産や遺留金品等により葬祭費の支払いが可能と判定された場合には支給は困難となります。</p> <p>葬祭は速やかに実施されるべきものであるため、公金である葬祭扶助の適正な支出に留意しつつ、円滑で適切な事務処理を行うよう、引き続き生活保護法施行事務監査において指導してまいります。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
36	死亡後の家の片付け代やゴミ処理料金については、行政の責任で行うこと。
<p>被保護者が死亡した場合の家の片付け代やゴミ処理料金の支払いについては、生活保護法上、規定がなく、民間同士での契約に基づき対処されるべきものと考えています。なお、府営住宅においては、管理者によって対応しております。</p> <p>また、令和3年6月に、単身高齢者の死亡後に契約関係及び残置物を円滑に処理することができるように、国土交通省及び法務省が「残置物の処理等に関するモデル契約条項」を策定しています。</p> <p>また、令和7年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知「『生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて』の一部改正について（通知）」及び同事務連絡「『生活保護問答集について』の一部改正について」における改正により、当該世帯に恵与金や補償金、保険金等があった場合において、世帯員の葬祭や残置物処理等の死後事務を委任する費用を自立更生費用として収入認定除外とする取り扱いが認められることとなりました。なお、本取扱いについては、死後の葬祭執行や残置物の処理などの事務を行う者がいない単身の高齢者等を想定しており、地方公共団体が施策として実施する場合や社会福祉協議会等に委任する場合に認められるものとされています。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
37	民生委員による毎月の保護費の明細書の配布はやめること。
<p>生活保護制度においては、民生委員は、福祉事務所の協力機関とされております。また、民生委員法により、守秘義務が課せられております。</p> <p>民生委員との連携は、地域で、要保護者を早期に把握したり、高齢単身で生活されている被保護者等の生活を見守り、支援する場合などに重要であると考えられるため、今後も適切に連携、協力を図っていくよう、周知してまいります。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
38	高校生のアルバイトは収入認定しないこと。収入認定除外のことなど、子どもにもわかりやすく説明すること。
<p>高等学校等に就学中の者のアルバイト等の収入については、基礎控除や 20 歳未満控除、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費、またはクラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限る）、学習塾費等にあてられる費用については就学のために必要な費用として収入認定除外にできることとされています。</p> <p>また、就労や早期の保護脱却に資する経費として、一定の要件に該当し、当該就学中の者から提出のあった具体的な自立更生計画により、当該就学中の者の卒業後の進学や就労等早期の保護脱却に資する費用に充てられると福祉事務所が認めた場合において、これに要する必要最少限度の額を収入認定除外にできる取扱いとなっています。</p> <p>大阪府子ども家庭センターでは、高校生の世帯員本人に対し、進学するタイミングで、生業扶助の説明とともに、進学や就労等、早期の保護脱却に資する費用についても説明しています。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(2) 国に要求すること
1	最高裁判決に基づき、生活保護基準は <b>2013年7月</b> 以前の基準に戻し、物価の上昇に見合う引き上げを行うこと。
<p>生活保護制度は、憲法<b>25</b>条が保障する生存権を実現する制度として、国が責任をもって運営すべきものであると考えております。</p> <p>生活保護制度の見直しにつきましては、大阪府といたしましては、今後とも、生活保護受給者の生活実態を踏まえた改善となるよう、国に引き続き要望しているところです。生活必需品の物価上昇等の影響につきましては、本府も認識しており、引き続き実態を踏まえた制度となるよう国に働きかけてまいります。</p>	

【令和7年冬 生健会】

要望項目	(2) 国に要求すること
7	夏季一時金制度と夏季加算を新設すること。
<p>生活保護制度の運営については、国が責任をもって行うべきものであり、大阪府といたしましては、今後とも、夏季加算の創設等、生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度となるよう、国に引き続き要望してまいります。</p>	

【令和7年冬 生健会】

<p>要望項目</p>	<p>8 生活資金について</p>
<p>1</p>	<p>緊急生活資金貸付制度の改善について          イ. 無担保・無保証人・無利子の原則を守ること。          ロ. 貸付理由を制限せず、原資を大幅に増やし、貸付限度額を30万円に引き上げること。          ハ. 失業者をはじめ希望するすべての人に必要額を貸し出すこと。その際「雇用予定証明」「雇用証明」は求めないこと。          ニ. 大阪府小口生活資金制度の居住3ヶ月条項はやめること。</p>
<p>イ) 生活福祉資金の貸付原資につきましては、貸付の動向を踏まえ、制度の円滑な実施を図るため、必要な原資の確保に努めているところであり、平成26年度においても所要の額を積み増したところでございます。</p> <p>また、貸付手続きについては、国の運営要領に定められているところでございますが、申込みから貸付までの期間につきましては、できる限り迅速に処理を進めるよう、大阪府社会福祉協議会に働きかけております。</p> <p>ロ) 本制度は、国の制度であり、民生委員の協力を得ながら実施することとなっておりますが、昨年度の生活福祉資金貸付制度の運用の見直しを受け、自立相談支援機関等による支援を受けている場合などには、民生委員を経由せず市町村社会福祉協議会を経由して申請することも可能となりました。</p> <p>ハ) 平成21年10月の生活福祉資金貸付制度要綱の改正におきまして、「原則として連帯保証人を立てるものとする。」としながらも、連帯保証人を立てる場合は無利子となる一方で、年利1.5%が必要となりますが「連帯保証人を立てない場合でも、資金の貸付けを受けることができる。」こととなっております。</p> <p>なお、教育支援資金の申請には原則、連帯保証人が不要ですが、連帯借受人の設定を必要とし、不動産担保型生活資金については、推定相続人による連帯保証の設定を必要とします。</p>	

【令和7年冬 生健会】

<p>要望項目</p>	<p>8 生活資金について</p>
<p>2</p>	<p>生活福祉資金について            イ. 原資を大幅に増やし、手続きを簡素化し、早期に貸し付けること。            ロ. 申込みの受付は社会福祉協議会を窓口としておこなうこと。            ハ. 連帯保証人、連帯借受人なしでも無利子とし、適用を拡大すること。            ニ. 各貸付額を引き上げ、利息を引き下げること。            ホ. 生業資金は自己資金なしでも借りられるようにすること。            ヘ. 離職者支援資金貸付は、書類の簡素化を行い、借りやすくすること。</p>
<p>イ) 生活福祉資金の貸付原資につきましては、貸付の動向を踏まえ、制度の円滑な実施を図るため、必要な原資の確保に努めているところであり、平成26年度においても所要の額を積み増したところでございます。</p> <p>また、貸付手続きについては、国の運営要領に定められているところでございますが、申込みから貸付までの期間につきましては、できる限り迅速に処理を進めるよう、大阪府社会福祉協議会に働きかけております。</p> <p>ロ) 本制度は、国の制度であり、民生委員の協力を得ながら実施することとなっておりますが、昨年度の生活福祉資金貸付制度の運用の見直しを受け、自立相談支援機関等による支援を受けている場合などには、民生委員を経由せず市町村社会福祉協議会を経由して申請することも可能となりました。</p> <p>ハ) 平成21年10月の生活福祉資金貸付制度要綱の改正におきまして、「原則として連帯保証人を立てるものとする。」としながらも、連帯保証人を立てる場合は無利子となる一方で、年利1.5%が必要となりますが「連帯保証人を立てない場合でも、資金の貸付けを受けることができる。」こととなっております。</p> <p>なお、教育支援資金の申請には原則、連帯保証人が不要ですが、連帯借受人の設定を必要とし、不動産担保型生活資金については、推定相続人による連帯保証の設定を必要とします。</p>	

【府社協パンフに記載されている内容】

○福祉資金の貸付の場合

「65歳以上の方」「生活保護受給されている方・生活保護基準額に満たない方」（※申請には原則、生活保護基準額以上の収入が必要）が借入希望される場合は、65歳未満で収入基準を満たしている『連帯保証人』の設定が原則必要です。（「生活保護世帯に対しての生活必需品等購入費用の貸付」を除く。）

○教育支援資金の貸付の場合

教育支援資金の申請には原則、連帯保証人が不要ですが、就学する借入申込者が成年の生計中心者の場合は、連帯保証人の設定を必要とします。

※ 世帯員に破産免責決定後5年経過していない方が居る場合、教育支援資金の申請については、免責決定しておれば、別世帯の連帯保証人を設定することにより申請できます。

ニ) 貸付限度額につきましては、社会情勢の変動に応じ、順次、国において引き上げが行われております。

また、国要綱に基づき、従来、貸付の種類により無利子から年3%までと定められていましたが、平成21年10月の制度改正におきまして、年3%の利子については、連帯保証人を立てられない場合には年1.5%、連帯保証人を立てた場合には無利子と、大幅に緩和されました。

ホ) 生業を営むために必要な経費の貸付につきましては、安定した事業運営を図るために、資金の保有は必要であることから、総事業費の20%の自己資金の確保が要件となっております。（生活保護世帯を除く）

ヘ) 従来の離職者支援資金貸付は、平成21年10月の制度改正に伴い総合支援資金貸付に改められ、貸付手続きについても、国運営要領に定められており、貸付申請時の添付書類につきましても、貸付制度上、貸付理由、貸付金額返済能力などの確認に必要な書面の提出をお願いしております。